

中小企業の円滑な資金繰りのために

中小企業制度融資

中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を、金融機関の協力を得て行います。資金の利用の際には、専門家派遣事業などの活用を検討して下さい。

●申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団

●取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、農協、JFしまね

※県内に店舗を有する金融機関。

| 資金名 | 融資対象者 | 資金用途 | 融資限度額(千円) | 融資利率(年%) | | 期間(うち据置期間)(年) | 保証料率(年%) | | |
|--------|---------------------|--|----------------|----------------------------|-------|---------------|---|---------------|---------------|
| | | | | 責任共有 | 責任共有外 | | 責任共有 | 責任共有外 | |
| 一般・小規模 | 一般資金 | 施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者 | 設備 運転 借換 | 80,000 50,000 80,000 | 1.45 | 1.30 | 設備 12 (1.0) 運転 7 (0.5) 借換 10 (1.0) | 0.40~ 1.50 | 0.40~ 1.70 |
| | 小規模企業特別資金 | 保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が2,000万円以内となる小規模企業者 | 設備 運転 | 20,000 | / | 1.20 | 10 (1.0) | / | 0.20~ 1.20 |
| | 小規模企業育成資金 | 小規模企業者(融資限度額は小規模企業特別資金との合計による) | 設備 運転 | 20,000 | 1.35 | 1.20 | 10 (1.0) | 0.20~ 1.05 | 0.20~ 1.20 |
| 特別 | 創業 創業者支援資金 | 新たに事業を行う者(起業・開業及び創業後5年未満) | 設備 運転 | 50,000 30,000 | 1.35 | 1.20 | 設備 12 (2.0) 運転 7 (2.0) | 0.20~ 1.30 | 0.20~ 1.50 |
| | 新事業・承継 新事業展開強化資金 | ・特別の法律に基づき新たな事業等に取り組む者 ・計画等を策定し収益体質の強化に取り組む者、事業承継に取り組む者(運転のみ実施も認める) | 設備 運転 | 80,000 50,000 | 1.35 | 1.20 | 設備 12 (1.0) 運転 10 (1.0) | 0.40~ 1.50 | 0.40~ 1.70 |
| 改善・借換 | 経営改善 長期借換資金 | 商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成した者 | 運転 | 280,000 | 1.55 | 1.40 | 15 (1.0) | 0.40~ 1.50 | 0.40~ 1.70 |
| | 経営力強化 支援資金 | 認定経営革新等支援機関の支援を受け経営改善計画を作成した者 | 設備 運転 | 280,000 | 1.35 | 1.20 | 設備 7 (1.0) 運転 5 (1.0) 借換 10 (1.0) | 0.40~ 1.30 | 0.40~ 1.50 |

| 資金名 | | 融資対象者 | 資金使途 | 融 資 限度額 (千円) | 融 資 利 率 (年%) | | 期 間 (うち据置 期間)(年) | 保証料率 (年%) | | |
|---|-------------------------------------|---|----------------|--------------------|---|---|------------------------------------|------------------|------------------|--|
| | | | | | 責任 共有 | 責任 共有外 | | 責任 共有 | 責任 共有外 | |
| 特 再 別 生 | 経営改善 サポート資金 | 経営サポート会議等の支援 により作成した経営改善・ 再生計画を実行する者 | 設備 運転 | 280,000 | 1.65 | 1.50 | 15 (1.0) | 0.40~ 0.80 | 0.40~ 0.91 | |
| | 再生支援資金 | 再生の見込みがあり、商工 会議所又は商工会連合会の 商工調停士の推薦を受けて いる者 | 運転 | 50,000 | 2.25 | 2.10 | 10 (1.5) | 0.20~ 1.30 | 0.20~ 1.50 | |
| 緊 急 経 済 変 動 ・ 災 害 | セーフティ ネット資金 | 取引先の倒産や事業活動の 制限等により経営の安定に 支障を来している者 | 運転 | 80,000 | 1.35 | 1.20 | 8 (1.0) | 0.40~ 1.50 | 0.40~ 1.70 | |
| | 経済変動等資金 | | | | | | | | | |
| | 新型コロナ ウイルス感染 症対応資金 (国制度) | 新型コロナウイルス感染症 の影響により、次のいずれ かの認定を受けた者 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証 | 設備 運転 借換 | 30,000 | 1.25 ※当初 3年間 無利子 (条件 あり) | 1.10 ※当初 3年間 無利子 (条件 あり) | 10 (5.0) | 不要 (条件 あり) | 不要 (条件 あり) | |
| | 新型コロナ ウイルス感染 症対応資金 (県単独制度) | 国制度分の資金 を満額利用し、 以下の要件をす べて満たす中小 企業者等 ・1か月の売上 及びその後2 か月間の売 上見込が▲ 15%以上 ・市町村より右 記のいずれか の認定を受け た者 | 設備 運転 借換 | 80,000 | 1.25 ※当初 3年間 無利子 (条件 あり) | 1.10 ※当初 3年間 無利子 (条件 あり) | 12 (3.0) 危機関連 保証 12 (2.0) | 不要 | 不要 | |
| | 災害復旧資金 | 災害により直接的又は間接 的な被害を受けた者 | 設備 運転 | 50,000 30,000 | 1.35 | 1.20 | 12 (2.0) | 0.40~ 1.50 | 0.40~ 1.70 | |
| 経済変動等資金 | | その都度知事が定める | その都度知事が定める | | | | | | | |

※責任共有外：セーフティネット保証の不況業種、創業後5年未満の企業等

※保証料率は、借受者の財務情報等をもとに決まります。

※経営改善長期借換資金及び経営力強化支援資金の取扱期間は令和3年3月31日までです。

※経営改善サポート資金・新事業展開強化資金の取扱期間は、令和3年3月31日までです。

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融グループ

TEL 0852-22-5883

FAX 0852-22-5781

中小企業の成長を支援します

中小企業育成振興資金

中小企業の事業所の新設、新たな市場等での事業展開や経営資産の承継を通じた成長を支援するため、必要な資金を金融機関の協力を得て融資します。

●申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団

●取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、農協、JFしまね

●融資利率（年％）

0.80％（責任共有の場合は0.95％）

（令和2年4月1日現在）

| 資金名 | 融資対象 | 資金使途 | 融資限度 | 融資期間 (据置期間) | 信用保証 |
|----------|---|----------------------|-----------------------------|--|-----------------------------------|
| 事業所新設等資金 | 県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、事業所の新設等を行う者 ・投下固定資本5,000万円以上（ソフト産業等3,000万円以上） ・新規雇用3人以上（操業後1年以内） | 土地 建物 設備 | 2億円 投下固定資本の3分の2以内 | 15年以内 (2年以内) | 金融機関の決定による (信用保証の場合0.45～2.20%) |
| 成長企業応援資金 | 県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、成長を図ろうとするもの（新たな市場等での事業展開などであって、先進性又は革新性が高いと認められること等が必要） | 土地 建物 設備 運転 | 設備資金 2億円 運転資金 8千万円 | 設備資金 15年以内 運転資金 7年以内 (2年以内) | 同上 |
| 経営資産承継資金 | 県内において事業を営む会社又は個人の事業用資産を取得する中小企業者（原則として、従業員1/2以上の再雇用が必要） | 土地 建物 設備 運転 | 設備資金 2億円 運転資金 8千万円 | 設備資金 15年以内 運転資金 10年以内 (2年以内) | 同上 |

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融グループ

TEL 0852-22-5882

FAX 0852-22-5781

経営一般 等

特別の目的に利用される資金ニーズに対応するために

まち・ひと・しごと創生資金

まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略の基本目標である「産業振興と雇用創出」を推進するため、企業の事業活動に必要な資金を、金融機関の協力を得て融資します。

● 申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会、しまね産業振興財団

※環境対応の中小企業者以外の申込者は取扱金融機関

● 取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、農協、JFしまね

※県内に店舗を有する金融機関

(令和2年4月1日現在)

| 資金名 | 概要（融資対象者等） | 資金 使途 | 融資限度額 (千円) | 融資利率(年%) | | 期 間 (うち据置期間 (年) | 保証料率(年%) | |
|-----------------------|---|----------|------------------|----------|-------|--|--|--|
| | | | | 責任共有 | 責任共有外 | | 責任共有 | 責任共有外 |
| まち・ひと・しごと 創生資金 | 県の政策に連動し、以下の取り組みを行う者 | | | | | | | |
| 人材投資・働き方改革等 生産性向上枠 | 人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産性向上に取り組む者、従業員の労働環境の整備等を行う者、しまね子育て応援企業の認定を受けた者等、働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行う者 | 設備 運転 | 80,000 50,000 | 1.25 | 1.10 | 設備12 (1.0) 運転7 (1.0) ※環境対応 枠及び地域 商業整備枠 の中山間地 域 商業 関 連、観光施 設等整備枠 については、 設備15 (1.0) | 金融機関の 決定による (信用保証 の場合0.40 ~1.50) | 金融機関の 決定による (信用保証 の場合0.40 ~1.70) |
| 観光施設等整備枠 | 地域の観光振興に資する事業（市町村長の推薦が必要）に取り組む者 | | | | | | | |
| 地域商業整備枠 | 地域の買物の場の整備に取り組む者 | | | | | | | |
| 海外展開枠 | 事業の海外展開を検討・実施する者（ただし県内事業所又は雇用の維持拡大を図るもの） | | | | | | | |
| 環境対応枠 | 環境保全のための施設・設備の設置、改善等を行う者 | | | | | | | |

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融グループ

TEL 0852-22-5883

FAX 0852-22-5781

金融機関借入の債務の保証のために

信用保証

中小企業者の金融機関からの借入を円滑にするため、その債務を保証します。

●主な保証制度

(令和2年4月1日現在)

| 制度名 | 対象者、概要 | 貸付限度額 | 保証期間 | 保証料率 (年%) |
|-----------------------------------|--|---|--------------------------------------|--------------|
| 普通保証 | 一般的な事業資金が必要な方 | 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 | 20年以内 | 0.45~2.20 |
| 金融機関連携 事業支援保証 【フォーカスⅢ】 | 一般的な事業資金が必要な方 | 5,000万円 | 5年以内 | 0.45~1.90 |
| 財務要件型 無保証人保証 【あんしん】 | 経営者保証を不要とする保証を 希望される方 | 2億8,000万円 | 運転7年以内 設備10年以内 当貸2年以内 (更新可) | 0.39~1.62 |
| 当座貸越根保証 | 反復継続的、安定的に資金を必要とされる方 | 2億8,000万円 | 2年以内 (更新可) | 0.39~1.62 |
| 事業者カード ローン根保証 | カード等を用いて反復継続的に 小口資金を必要とされる方 | 2,000万円 | 2年以内 (更新可) | 0.39~1.62 |
| ビジネスカードローン 当座貸越根保証 【ほっと300】 | カード等を用いて反復継続的に 小口資金を必要とされる方 | 300万円 (創業1年未満の方及び 白色申告を行う個人 事業主は100万円) | 2年以内 (更新可) | 0.39~1.62 |
| 無担保・無保証人 当座貸越根保証 【プレミアム】 | 無担保・無保証人にて反復継続 的、安定的に資金を必要とされ る方 | 2億円 | 2年以内 (更新可) | 0.39~0.85 |
| 無担保当座 貸越根保証 【リード5000】 | 無担保にて反復継続的、安定的 に資金を必要とされる方 | 5,000万円 | 2年以内 (更新可) | 0.39~1.15 |
| アドバンス 3000保証 | 一般的な事業資金が早急に必要 な方 | 3,000万円 | 1年以内 | 0.45~1.35 |

| | | | | |
|--------------------------------------|--|---|-----------------------------|---------------|
| 小口零細 企業保証 【グロース】 | 小規模企業者であって、一般的な事業資金が早急に必要な方 | 2,000万円 | 10年以内 | 0.50～ 2.20 |
| 小口追認保証 【かなえ】 | 一般的な事業資金が早急に必要な方 | 1,000万円 | 7年以内 | 0.45～1.55 |
| 事業承継特別保証 | 事業承継を行う方 | 法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 | 10年以内 | 0.20～1.90 |
| 経営力強化保証 | 認定経営革新等支援機関の支援を受け経営改善計画を作成された方 | 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 | 運転5年以内 設備7年以内 借換10年以内 | 0.45～2.00 |
| 事業再生計画実施 関連保証 (経営改善サポ ート保証) | 中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画に従って事業再生に取り組む方 | 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 | 15年以内 | 0.45～0.91 |
| 特定社債保証 (私募債) | 一定の要件（適債基準）を備えた中小企業者が発行する社債（私募債）に対して行う保証 | 社債発行限度額 5億6,000万円 保証限度額 4億5,000万円 (保証割合80%) | 2年以上 7年以内 | 0.45～1.90 |
| 流動資産担 保融資保証 (ABL保証) | 売掛債権及び棚卸資産を担保とした借入について行う保証 | 2億5,000万円 保証限度額 2億円 (保証割合80%) | 1年以内 | 0.68 |

※上記制度以外にも、島根県中小企業制度融資などもございますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

島根県信用保証協会

本店 TEL0852-22-2837 FAX0852-22-3075

出雲支店 TEL0853-21-4998 FAX0853-21-4858

浜田支店 TEL0855-22-0833 FAX0855-22-3309

益田支店 TEL0856-22-4567 FAX0856-22-4568

ホームページ <https://www.shimane-cgc.or.jp/>

日本政策金融公庫の融資制度

中小企業の円滑な資金繰りのために

国民生活事業融資制度

[公庫融資の特徴]

- ほとんどすべての業種の方にご利用いただけます。
- 新しく事業を始められる方のご相談も承っています。
- ご融資に際しての担保（不動産、有価証券など）については、お客様のご希望に応じてご相談させていただきます。
- 長期のご返済で、お利息は固定金利です。

(令和2年4月1日現在)

| 資金名 | 融資対象 | 資金用途 | 融資限度 (万円) | 融資期間 (据置期間) |
|------------------------|--|----------|-------------------|---|
| 国の事業ローン (一般貸付) | 事業を営むほとんどの業種の方 | 運転 設備 | 4,800 | 運転：7年以内 (1年以内) 設備：10年以内 (2年以内) |
| マル経融資 (無担保・無保証人) | 一定の要件をみたし、かつ商工会議所会頭、商工会会長等の推薦を受けた方 | 運転 設備 | 2,000 | 運転：7年以内 (1年以内) 設備：10年以内 (2年以内) |
| 生活衛生貸付 | | | | |
| 一般貸付 | 生活衛生関係の事業を営む方 ※生活衛生関係の事業とは、旅館業、理・美容業、クリーニング業、飲食店営業、食肉・食鳥肉販売業などです。 | 設備 | 7,200 ～48,000 | 13年以内(1年以内) |
| 振興事業貸付 | 生活衛生関係の事業を営んでいる方で、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方 | 設備 | 15,000 ～72,000 | 20年以内(2年以内) |
| | | 運転 | 5,700 | 7年以内(2年以内) |
| 生活衛生改善貸付 (無担保・無保証人) | 生活衛生関係の事業を営んでいる方で、生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた方 | 運転 設備 | 2,000 | 運転：7年以内 (1年以内) 設備：10年以内 (2年以内) |

※上記以外にも様々な融資制度がございます。下記の支店までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

日本政策金融公庫 松江支店 (国民生活事業)
 TEL 0852-23-2651 FAX 0852-24-4616
 日本政策金融公庫 浜田支店 (国民生活事業)
 TEL 0855-22-2835 FAX 0855-22-7632
 ホームページ <https://www.jfc.go.jp>

食品加工業者、流通業者向けの資金

農林水産事業融資制度

国産の農林水産物を加工、販売しておられる中小企業者(※)の皆様にご利用いただけます。

| 主たる業種 | 判断項目 (資本金・従業員) |
|---------|----------------|
| 小売業・飲食店 | 5千万円以下又は 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下又は100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下又は100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下又は300人以下 |

※中小企業者とは、左記の条件を満たす会社及び個人(従業員のみ)です。なお、協同組合等は、左記の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

- 年利率は概ね毎月変動いたしますので、下記までご照会ください。ご融資期間に応じた金利設定となっておりますが、ご契約後は固定金利となります。
- 制度により、行政庁の認定等が必要となる場合があります。
- 事業内容に応じて最適の資金をご案内しますので、下記までご相談ください。

| 資金名 | 融資対象 | 融資限度 | 償還期間 (据置期間) |
|----------------|---|-----------|-------------------------|
| 特定農産加工資金 | 農畜産物の輸入自由化により影響を受ける農産加工業者の経営改善に必要な設備、特別の費用、権利の取得のための資金 | 事業費の80%以内 | 10年超 15年以内 (3年以内) |
| 中山間地域活性化資金 | 中山間地域で生産される農林畜水産物の加工、流通合理化に必要な設備、特別の費用、権利の取得のための資金 | 事業費の80%以内 | 10年超 15年以内 (3年以内) |
| 水産加工資金 | 下記の魚種を原材料とする水産加工品の製造に必要な設備、権利の取得等特別の費用のための資金 ○あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐろ、まだら、いか、かき、ほたてがい、海藻類、たこ、さめ | 事業費の80%以内 | 10年超 15年以内 (3年以内) |
| 食品流通改善資金 | 食品製造業者等と農林漁業者等の提携に基づく農林水産物の生産、加工食品の製造流通に必要な設備、農地所有適格法人等への出資のための資金 | 事業費の80%以内 | 10年超 15年以内 (3年以内) |
| 食品生産販売提携事業施設資金 | 食品販売業者等と農林漁業者等の提携に基づく一連の物流施設(用地も含む)の構築のために必要な設備資金 | 事業費の80%以内 | 10年超 15年以内 (3年以内) |

お問い合わせ

日本政策金融公庫 松江支店 農林水産事業 融資課
 TEL 0852-26-1133 FAX 0852-24-5334
 ホームページ <https://www.jfc.go.jp>

中小企業の円滑な資金繰りのために

中小企業事業融資制度

| 資金名 | 融資対象者 | 融資限度 (うち運転資金) | 償還期間 (据置期間) | 主な利率 |
|------------------|--|---|--|---|
| 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な売上高の減少等業況が悪化している方 | 直接貸付3億円(別枠) | 設備20年(5年)以内 運転15年(5年)以内 | 基準利率-0.9% (融資後3年間) 基準利率 (融資後4年目以降) |
| 新事業育成資金 | 新規性、成長性のある事業を始めとおおむね5年以内の方など | 直接貸付6億円 | 設備20年(5年)以内 運転7年(2年)以内 | 特別利率②③ (上限3%) 基準利率(上限3%) |
| 新事業活動促進資金 | 新しい事業分野の開拓を行う方 | 直接貸付7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付1億2千万円 | 設備20年(2年)以内 運転7年(2年)以内 | 特別利率①②③ 基準利率-0.2% 基準利率 |
| 事業承継・集約・活性化支援資金 | 事業や企業を承継・集約化する方など | 直接貸付7億2千万円 | 設備20年(2年)以内 運転原則7年(2年)以内 | 特別利率①② (上限3%) 基準利率(上限3%) |
| 海外展開・事業再編資金 | 海外展開や海外展開事業の再編を行う方 | 直接貸付14億4千万円(別枠) (9億6千万円) 代理貸付1億2千万円(別枠) | 設備20年(原則2年)以内 運転原則7年(原則2年)以内 | 特別利率①② (上限3%) 基準利率-0.65% (上限3%) 基準利率-0.4% (上限3%) 基準利率(上限3%) |
| 企業再建資金 | 経営改善や経営再建などに取り組む方 | 直接貸付7億2千万円 | 設備20年(2年)以内 運転15年(2年)以内 (一定の要件を満たす場合20年(2年)以内) | 基準利率(上限3%) 特別利率①(上限3%) 特別利率②(上限3%) |

(注) 融資利率について、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用または上乘せされます。

○上記の他、女性、若者/シニア起業家支援資金、再挑戦支援資金、中小企業経営力強化資金、企業活力強化資金、IT活用促進資金、地域活性化・雇用促進資金、観光産業等生産性向上資金、働き方改革推進支援資金、環境・エネルギー対策資金、社会環境対応施設整備資金、経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金、事業再生支援資金もありますのでお気軽にご相談ください。

○一部資金については、挑戦支援資本強化特別制度(資本性ローン)がご利用できます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ

日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業

TEL 0852-21-0110 FAX 0852-21-6654

ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

中小企業の円滑な資金繰りのために

商工組合中央金庫の事業資金融資

| 融資の種類 | | 貸付対象 | 資金使途 | 貸付の限度 | 貸付期間 (据置期間) |
|-------|--------|---|--------------|--------------|---|
| 組合貸 | 共同事業資金 | 商工中金の株式を保有している中小企業団体（下記参照）とその構成員。 また、主として中小規模の事業者を構成員とする団体や、融資対象団体等の子会社（海外現地法人も含む）も貸付対象となります。 | 設備資金 運転資金 | 商工中金が必要と認める額 | 原則として ・設備資金 15年以内 据置期間 2年以内 ・運転資金 10年以内 据置期間 2年以内 |
| | 転貸資金 | ◎商工中金株主団体 中小企業等協同組合 事業協同組合・事業協同小組合 信用協同組合・協同組合連合会 企業組合 協業組合・商工組合・同連合会 商店街振興組合・同連合会 生活衛生同業組合・同連合会 生活衛生同業小組合 酒造組合・同連合会・同中央会 酒販組合・同連合会・同中央会 内航海運組合・同連合会 輸出組合 輸入組合 市街地再開発組合 | | | |
| 構成員貸 | | | | | |

詳細については、下記の支店、営業所までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

株式会社 商工組合中央金庫 松江支店
TEL 0852-23-3131 FAX 0852-27-1199
株式会社 商工組合中央金庫 浜田営業所
TEL 0855-23-3033 FAX 0855-22-2215
ホームページ <https://www.shokochukin.co.jp>

中小企業の生産性の向上、経営基盤の強化のために

中小企業高度化資金貸付事業

中小企業が共同して経営基盤の強化を図るために組合等を設立して工場団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターまたは商工会等が地域の中小企業を支援する事業に対して、資金の一部を長期低利で融資します。(融資にあたっては、事業計画の診断等が必要ですので、早めにご相談下さい)

●対象者 中小企業又は組合もしくは第三セクター、市町村など

●主な貸付対象事業（中小企業者が行う事業）

| 事業名 | 対象事業の内容 |
|----------|--|
| 集団化事業 | 工場団地、工場アパート、卸団地、パティオ商業集積等、中小企業者が集団化して工場団地、卸売団地等の団地や共同施設を設置する事業 |
| 集積区域整備事業 | 商業、製造業等が集積する区域において、中小企業者が店舗、工場等の施設を新設・改造したり、アーケード・駐車場等を設置する事業 |
| 施設集約化事業 | 共同店舗、共同工場の設置等、中小企業者が施設を集約化し、経営の合理化を図る事業 |
| 共同施設事業 | 共同物流施設、商店街のアーケード等、中小企業者が共同で利用する施設や共同で経営する施設を整備する事業 |
| 設備リース事業 | 組合が新鋭設備を一括購入し、組合員に買取予約付きで賃貸する事業 |

●貸付条件

| | |
|--------|---|
| 貸付対象施設 | 貸付対象事業を実施（リニューアルを実施する場合を含む）するのに必要な土地、建物、構築物、設備 |
| 貸付割合 | 原則として貸付対象施設の整備に要する額の80%以内 |
| 貸付期間 | 20年以内（うち据置期間は3年以内） |
| 貸付金利 | 0.35%/年 ※中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子 |

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融グループ

TEL 0852-22-5882 FAX 0852-22-5781

設備を長期かつ低利、無担保で割賦販売します

設備貸与事業

- 対象者
県内に事業所を有する従業員300名（卸・サービス業は100名、小売業は50名）以下の中小企業者、または県内で創業を目指す個人又は法人の方で具体的な事業計画をお持ちの方。
- 事業内容
中小企業者の経営基盤の強化・経営の革新及び公害の防止に必要な設備、創業者が事業を行うために必要な設備の導入を支援するため、設備を長期かつ低利で割賦販売します。
- 対象設備
 - ・経営基盤の強化を図るために新たに導入する設備
 - ・経営の革新のために新たに導入する設備
 - ・創業者が事業を行うために必要な設備
 - ・公害防止設備
- 利用金額
100万円～1億円
- 金利
 - <一般枠> 1.75%
 - <特別枠> 1.60%
- 返済期間
7年以内 ※公害防止設備は12年以内
- 契約保証金等
設備価格の5%
また、法人の場合は原則として保証人1名が必要となります。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5113
E-mail ty@joho-shimane.or.jp

事業所等の設置のため

立地関係資金

企業が県内に事業所等の設置を行い、特定の要件を満たした場合に必要な資金を、金融機関の協力を得て融資します。

●申込先

取扱金融機関（※事業所新設等資金〈中小企業育成振興資金〉を除く。）

●取扱金融機関

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、信連（※事業所新設等資金〈中小企業育成振興資金〉を除く。）、農協、JF しまね

●融資利率（年%）

0.80%（責任共有の場合は0.95%）

（令和2年4月1日現在）

| 資金名 | 融資対象 | 資金使途 | 融資限度 | 融資期間 (据置期間) | 信用保証 |
|--------------|---|-------------------------|---------------------------|-----------------|---|
| 事業所新設等資金 | 中小企業育成振興資金のページ（P. 3）を参照 | | | | |
| 企業立地促進資金 | 県内に製造業に係る事業所等の設置を行う者で、島根県企業立地促進条例に基づく認定（※）を受けた法人 | 土地 建物 設備 | 20億円 投下固定資本の 2分の1以内 | 15年以内 (2年以内) | 金融機関の 決定による (信用保証の場合 0.45～ 2.20%) |
| ソフト産業等立地促進資金 | 県内にソフト産業等に係る事業所等の設置を行う者で、島根県企業立地促進条例に基づく認定（※）を受けた法人 | 設備(土地・建物・設備) | 2億円 投下固定資本 の80%以内 | 同上 | 同上 |
| | | 運転(建物等賃借料・機械設備リース料・人件費) | 6,000万円 | 7年以内 (1年以内) | 年0.40～ 1.70% |

※島根県企業立地促進条例に基づく認定については、企業立地促進助成金のページ（P.171）を御覧ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 金融グループ

TEL 0852-22-5882 FAX 0852-22-5781

やる気に無利子で応えます！

林業・木材産業改善資金

林業・木材産業に携わる皆さんが、経営の改善を図ることを目的として機械・施設等を導入する際に、無利子で借りられる資金制度です。

●貸付対象者

- 1 林業従事者
- 2 木材産業事業者（資本金・出資額が1,000万円以下の会社か、従業員数100人（木材製造業は300人）以下の会社若しくは個人であること）
- 3 1か2の組織する団体
- 4 3以外の林業を行う法人（会社の場合、資本金・出資額が1,000万円以下か、従業員数300人以下であること）

●貸付の対象となる事業

① 機材や設備の充実

- ・林産物の新たな生産方式の導入
生産性・品質の向上等に役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合。
- また、機械や施設だけでなく、団地性を確保した森林施業など先駆的な生産方式も対象になります。

例：プロセッサの導入、木材乾燥施設の導入

② 新しい事業の開始

- ・新たな林業部門の経営の開始
素材生産事業やきのこ栽培などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合。

例：しいたけの栽培の開始

- ・新たな木材産業部門の経営の開始
集成材用ラミナの生産、合板製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場などを開始するため必要な機械や施設を導入する場合。

例：プレカット加工施設の導入

③ 販売用機械や施設の導入

- ・林産物の新たな販売方式の導入
売上高の向上等に役立つ販売用機械や施設を導入する場合で、ITを活用した販売方式、また、機械や施設だけでなく、量的なまとまりを確保した林産物販売など先駆的な販売方式も対象になります。

例：グレーディングマシンの導入

④ 働く環境を整える

- ・林業労働に係る安全衛生施設の導入

例：防振装置付きチェーンソー、自動枝打機、無線機器、休憩施設などの導入

・ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

● 貸付条件

○ 金利 無利子

○ 償還期間 10^{*}年以内（対象となる事業内容により異なります。また、3年以内の措置期間を償還期間内で設けることができます。）

※条件により特例あり

○ 償還方法 均等年賦支払

○ 限度額

| | 林業 | 木材産業 |
|---------|---------|------|
| 個人 | 1,500万円 | 1億円 |
| 会社 | 3,000万円 | 1億円 |
| 会社以外の団体 | 5,000万円 | 1億円 |

注：年度計画の貸付枠の関係から制限される場合があります。

○ 担保・保証人 融資額に応じた連帯保証人が必要となります。

ご質問・ご相談は、最寄りの県内各農林振興センター・隠岐支庁農林局までお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県東部農林振興センター（林業振興課）
〒690-0011 松江市東津田町1741-1
TEL 0852-32-5664

島根県西部農林振興センター（林業振興課）
〒697-0041 浜田市片庭町254
TEL 0855-29-5609

島根県隠岐支庁農林局（林業振興・普及第二課）
〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24
TEL 08512-2-9647

経営一般

木材の生産や流通の合理化のために

木材産業等高度化推進資金

木材産業等高度化推進資金（以下、「推進資金」と呼びます。）は、木材の生産及び流通を円滑にすることや効率的・安定的な林業経営の育成を図ることを目的に、造林・育林、素材生産、製材、木材卸売等の事業を行う組合、会社、個人の方々に低利な融資を行う制度資金です。

●借入れに必要な手続き

- ①推進資金を借り入れるためには、経営の合理化や事業規模の拡大などについての計画（合理化計画）、林業経営の規模の拡大や生産方式の合理化等の林業経営の改善についての計画（林業経営改善計画）又は、川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画（構造改善計画）を作成し、知事の認定を受けていただく必要があります。
- ②知事の認定を受けたら、お近くの指定金融機関（※）へ借入申込書、認定書の写し、決算書等の必要な書類を提出して下さい。
指定金融機関で審査をした後、合理化計画、林業経営改善計画又は、構造改善計画を実施するのに必要な資金が貸し付けられます。
（※）農林中央金庫（岡山支店）、商工組合中央金庫（松江支店）、山陰合同銀行、島根中央信用金庫

☆ 詳細につきましては、最寄りの県内各農林振興センター・隠岐支庁農林局へお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県東部農林振興センター（林業振興課）

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

TEL 0852-32-5664

島根県西部農林振興センター（林業振興課）

〒697-0041 浜田市片庭町254

TEL 0855-29-5609

島根県隠岐支庁農林局（林業振興・普及第二課）

〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

TEL 08512-2-9647

無利子の資金制度で、新規林業就業者を支援します！

林業就業促進資金

就業前の資金

1. 概要

新たに林業に就業しようとする者、又は、新たに林業従事者を雇用しようとする事業主に、就業に必要な研修や就業準備に必要な資金について融資する、新規参入者の負担を軽減する措置として創設された無利子の資金制度です。なお、この資金を借り入れて県内で林業に継続して（5年以上）就業（認定事業主*に雇用）された方はその償還が免除される制度があります。

*認定事業主：「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づき労働環境の改善などの計画の知事認定を受けた事業主

2. 貸付対象等【貸付基準】

| 資金の種類 | 内容 | 貸付対象者 | 資金の概要 | 償還期間 (据置期間) |
|----------|--|---------------------|--|-----------------|
| ① 就業研修資金 | 新たに林業に就業しようとする者が、その就業に必要な研修を受けるのに必要な資金 | 新たに林業に就業しようとする者(個人) | ①林業労働力確保支援センターが行う研修 月額 15万円以内/人 ②林家等の研修 月額 15万円以内/人 ③研修教育施設による研修 月額 5万円以内/人 | 20年以内 (4年以内) |
| | 認定事業主が新たに雇い入れる林業労働者に対して、研修に必要な経費を支給するのに必要な資金 | 認定事業主 | 新たに雇い入れる林業労働者1人につき ①林業労働力確保支援センターが行う研修 月額 12万円以内/人 ②林家等の研修 月額 12万円以内/人 ③研修教育施設による研修 月額 4万円以内/人 | 13年以内 (4年以内) |
| ② 就業準備資金 | 新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な事前の活動を行うのに必要な資金 | 新たに林業に就業しようとする者(個人) | 150万円以内/人 | 20年以内 (4年以内) |
| | 認定事業主が新たに雇い入れる林業労働者に対して、活動に必要な経費を支給するのに必要な資金 | 認定事業主 | 新たに雇い入れる林業労働者1人につき 120万円以内/人 | 13年以内 (4年以内) |

3. 償還免除（県単独の措置）

① 免除条件 県内で林業に継続して就業していること、認定事業主に雇用されていること。

免除方法 資金を借り入れた日から5年目以降の向こう5力年間は、単年度の償還額（全償還額÷償還年数）を単年度ごとに免除し、10年目に達した時点で残額を一括免除。なお、離職したときはその時点で残額を一括償還することになる。

- ② ①のほか令和2年度以降の貸付より以下の免除制度を適用
- 免除条件 県内で林業に継続して就業していること。
しまね林業士の資格を取得していること。
認定事業主に雇用されていること。
- 免除方法 資金を借り入れた日から5年目以降で、その時点の残額を一括免除。

お問い合わせ

島根県林業労働力確保支援センター
 公益社団法人 島根県林業公社
 〒690-0876 松江市黒田町432-1
 TEL 0852-32-0253 FAX 0852-21-4375
 E-mail : shimane-roukakuc@nifty.com